

2022年3月1日午前0時より水際措置が変更になります (今後の入国スケジュールについて)

- ① 入国者健康確認システム（ERFS）に受入れ企業情報、実習生情報を登録
 - ・受入れ責任者は、各企業の代表者名で登録しております
 - ・連絡先も、企業の代表電話です
 - ・もし、厚生労働省から確認の連絡が入った場合は、組合にご一報ください
- ② 在外日本大使館にて入国ビザ申請
 - ・通常のビザ申請書類に加え、在留資格認定証明書発行から3ヵ月以上経過した実習生に関しては、【申立書】が必要です。※入国が遅れたが、当初予定通りの実習が可能であるという内容です。組合の名前で作成済。
- ③ チケット手配
 - ・ビザ取得後、実習生の入国チケットを手配します
 - ・入国後講習を行う日本語学校の受入れ可能人数と、技能講習のスケジュールを調整しながら、企業様と入国日をご相談します
(また日本政府の水際対策が強化されて、入国停止になる可能性もゼロでは無い為、今回は実習生を入国させる事を最優先で手配したいと思います。技能講習や健康診断、配属日等は一部企業様のご希望に添えない可能性もございます。ご了承下さい。)
- ④ 出国前 PCR 検査
 - ・実習生は出発 72 時間前に PCR 検査を受け、陰性証明を取得します
 - ・出発前の PCR 検査で陽性になった場合は、出国ができません…。
- ⑤ 日本に到着
 - ・カンボジア、ミャンマーから入国の実習生は、検疫所が確保する宿泊施設で3日間の待機→その後移動して7日目まで自宅（ホテル）隔離
 - ・上記2か国以外は、空港到着検査で陰性の場合、そのまま7日間自宅（ホテル）隔離

※母国で3回目のワクチン接種が済んでいる実習生は、隔離免除となりますが、免除となるワクチンは指定がある為、条件を満たすことは難しいです。

※隔離3日目に自主的に受けた PCR 検査の陰性証明を健康確認センターに提出し、許可を得た場合に、待機期間が短縮できますが、PCR 検査費用及び引率に費用が掛かる為、7日間（8泊）の隔離が最善の方法と考えます。

※隔離（ホテル）費用が、入国講習費とは別途発生致します。隔離費用も、受入れ企業様にてご負担いただくようお願い致します。（4～5万円の予定）
- ⑥ 企業に配属
 - ・講習期間は隔離中もリモート授業を行う為、約1ヶ月で変更有りません。